賃金単価報告書（工事請負契約）

１　契約の名称

|  |
| --- |
|  |

２　報告者

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者名 |  |
| 所属（担当）名 |  |
| 担当者氏名 |  |
| 連絡先電話番号 |  |

３　報告事項

　国土交通省及び農林水産省が定める公共工事設計労務単価の５１職種別に、従事人数、賃金単価の平均額及び最低額を記入してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職種 | 従事人数  （人） | １日あたりの賃金単価（円） | |
| 平均額 | 最低額 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

※　報告事項の各欄には、次のとおり記入してください。

　ア　職種の欄には、下記の表の中から該当する職種を一つ選択して記入してください。

　イ　従事人数の欄には、当該職種に従事する人数を記入してください。

　ウ　平均額の欄には、１日あたりの賃金単価の平均額を記入してください。

　エ　最低額の欄には、１日あたりの賃金単価の最低額を記入してください。

４　注意事項

　⑴　複数の職種に従事する労働者は、従事した日数がより長いなど主に従事した職種に含めて記入してください。

　⑵　該当する職種が分からない場合は、職種欄に具体的な作業内容を記入してください。

　⑶　賃金単価の算出方法については、別紙「賃金(報酬)単価の算出例」を参照してください。

【公共工事設計労務単価で区分される５１職種】

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 職種名 | 番号 | 職種名 | 番号 | 職種名 |
| 01  02  03  04  05  06  07  08  09  10  11  12  13  14  15  16  17 | 特殊作業員  普通作業員  軽作業員  造園工  法面工  とび工  石工  ブロック工  電工  鉄筋工  鉄骨工  塗装工  溶接工  運転手（特殊）  運転手（一般）  潜かん工  潜かん世話役 | 18  19  20  21  22  23  24  25  26  27  28  29  30  31  32  33  34 | さく岩工  トンネル特殊工  トンネル作業員  トンネル世話役  橋りょう特殊工  橋りょう塗装工  橋りょう世話役  土木一般世話役  高級船員  普通船員  潜水士  潜水連絡員  潜水送気員  山林砂防工  軌道工  型わく工  大工 | 35  36  37  38  39  40  41  42  43  44  45  46  47  48  49  50  51 | 左官  配管工  はつり工  防水工  板金工  タイル工  サッシ工  屋根ふき工  内装工  ガラス工  建具工  ダクト工  保温工  建築ブロック工  設備機械工  交通誘導警備員Ａ  交通誘導警備員Ｂ |

※　職種に関する詳しい内容は、別紙「職種の分類について」を参照してください。